

占用物件		占用料	
		単位	金額（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	630
	第2種電柱		970
	第3種電柱		1,300
	第1種電話柱		560
	第2種電話柱		900
	第3種電話柱		1,200
	その他の柱類		56
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	340
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		470
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		67
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340
	外径が1メートル以上のもの		670
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,100
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路		1,000
	地下に設ける通路		600
	その他のもの		1,100

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	20	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1か月	200	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1か月	200	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000	
	標識		1本につき1年	900	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20	
		その他のもの	1本につき1か月	200	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1か月	200	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1か月	2,000	
		その他のもの		1,000	
	令第7条第2号に掲げる工作物				1,100
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.025を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル	200	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			につき1か月	110	
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.014を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.01を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.014を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具					Aに0.025を乗じて得た額

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をい

い、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地(令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地(同号に規定する特定連絡路附属地をいう。))について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお1か月未満の端数があるときは、1か月として計算するものとする。
- 8 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間に1か月未満の端数があるときは、1か月として計算するものとする。
- 9 前2項の規定にかかわらず、占用物件に係る占用の全期間が1か月未満のものについての占用料の額は、この表の占用料の金額の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間をこの表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、この表の占用料の金額の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間をこの表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。